

公明党厚生労働部会との意見交換会

□日時 2007年2月22日(木) □会場 衆議院第一議員会館第二会議室

□出席 公明党 古屋節子厚生労働部会長 坂口力衆議院議員 大口議員
福島豊議員秘書 高木美智子議員秘書

全腎協 油井清治会長 栗原純隆副会長 金子智常務理事
吉村・岸上・高橋・中村理事

助言者 日本医科大 教授 飯野靖彦 先生

- 慢性腎臓病(CKD)について飯野先生より説明
- 腎疾患対策を国民的課題に
- 国会請願項目の実現にむけて



25

4. 腎疾患対策懇談会

腎疾患対策を社会的課題にするためには、患者団体である全腎協だけではとても力が足りない。今、医療関係者と協力共同をして、腎疾患対策を国民的課題としていくために「腎疾患対策を考える会」を立ち上げた。

メンバー

- | | | |
|------------|----|----------|
| ・日本透析医会 | 会長 | 山崎 親雄 先生 |
| ・日本医大 腎臓内科 | 教授 | 飯野 靖彦 先生 |
| ・昭和大学 | 教授 | 秋澤 忠雄 先生 |
| ・全腎協 | | |



26

5. 各都道府県における腎疾患対策懇談会を立ち上げ



「腎疾患対策を国民的課題」にするために各都道府県組織で、慢性腎臓病の勉強会や行政との腎疾患を考える勉強会などの開催を検討する。

日本慢性腎臓病対策協議会と協議して講師派遣等の協力で、全腎協の「新・腎疾患対策」についても内容を深めいく。



27

第1回 腎疾患対策検討会

議 事 次 第

日 時 : 平成19年10月1日
10:00~12:00

場 所 : 経済産業省別館1031号会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 腎疾患対策検討会の設置について
- (2) 腎疾患対策におけるこれまでの取組について
- (3) その他

3. 閉 会

(配付資料一覧)

- | | |
|-----|----------------------|
| 資料1 | 腎疾患対策検討会開催要領 |
| 資料2 | 腎疾患を取り巻く現状について |
| 資料3 | 腎疾患対策におけるこれまでの取組み |
| 資料4 | 松尾委員提出資料 |
| 資料5 | 腎疾患対策検討会の検討範囲について |
| 資料6 | 腎疾患対策検討会の検討事項(案)について |

腎疾患対策検討会開催要領

(目的及び検討事項)

1. 腎疾患対策検討会（以下「検討会」という。）は、厚生労働省健康局長より参集を求める有識者により、慢性腎臓病（CKD）対策、特に末期腎不全への進行を阻止する観点から検討を行うことを目的として開催する。

(検討会の構成)

2. 検討会に参集を求める有識者は腎疾患対策に精通した学識ないし経験を有するものとする。

(座長の指名)

3. 検討会に座長を置く。座長は、検討会構成員の中から互選により選出する。

(作業班の開催)

4. 検討会は、必要に応じ、外部専門家を交えた作業班を開催することができる。

(会議の公開)

5. 検討会の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合または知的財産権その他個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。
6. 座長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

7. 検討会における議事は、次の事項を定め、議事録に記録するものとする。
 - 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した検討会構成員の氏名
 - 三 議事となった事項
8. 議事録は公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合または知的財産権その他個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、座長は、議事録の全部または一部を非公開とすることができる。
9. 前項の規定により議事録の全部または一部を非公開とする場合には、座長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

(検討会の庶務)

10. 検討会の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課において処理する。

(雑則)

11. この開催要領に定めるほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が定める。